

無料
相談

賃金制度、
人事制度を
見直したい…

経営・労務でお悩みの 中小企業の皆様へ

大阪府最低賃金総合相談支援センター



就業規則を
きちんとしたい…

生産方法や
販売方法
を見直したい…

最低賃金の引き上げの影響を受ける中小企業の皆様に、専門家である社会保険労務士がワンストップで対応する無料相談窓口を設けています。
お気軽にご相談ください。

まずは、お電話かメールでご相談ください。

☎ 電話

0120-939-248 (フリーダイヤル)

✉ メール

onestop@sr-osaka.jp

利用案内

開設時間

9:00～17:00 (年末年始、土・日・祝除く)
(第1～第4木曜日は19:00まで)

※祝日の場合は、他の日に変更します。
詳しくは、HPをご確認ください。

場所

大阪府社会保険労務士会館5F

※平成28年9月末まで、仮会館(天満橋SEビル)4Fに移転しています。

相談方法

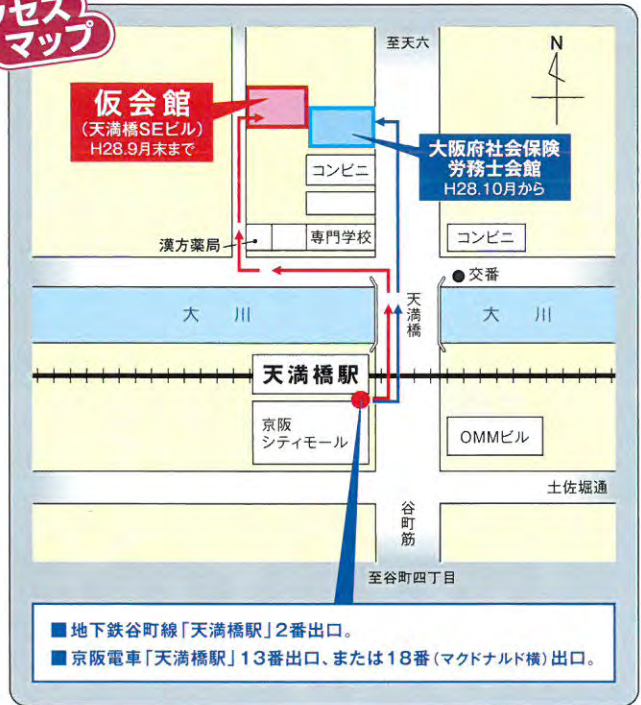
対面相談
電話相談
メール相談

専門家派遣による、
個別のきめ細かい
コンサルティングを
受けることもできます。

相談費用

無料

アクセス マップ



出張相談コーナー

遠方の中小企業の皆様の相談にお答えするため、
無料出張相談コーナーを設けています。

開設 時間

第1～第4木曜日 9:00～17:00

※年末年始・祝日の場合は、他の日に変更します。
詳しくは、HPをご確認ください。



場所

堺経営者協会

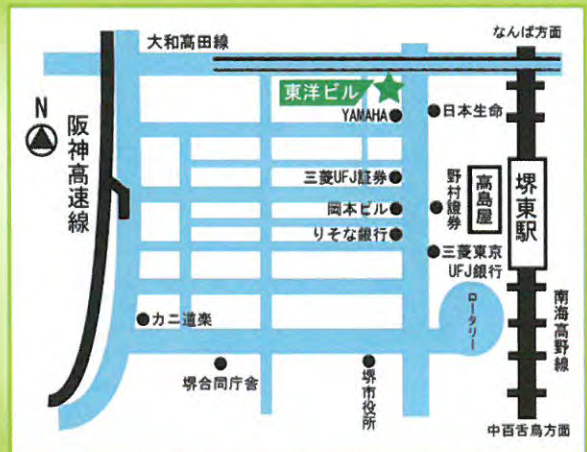
堺市堺区北花田口町3-1-15
東洋ビル4F

相談 方法

対面相談

ご予約は、「072-226-2611」まで
お電話ください。

アクセスマップ >>>



南海高野線「堺東駅」より徒歩3分

無料訪問相談 申込書

専門家による無料訪問相談を希望される場合は、下記をご記入の上FAX又はメールしてください。
折返しご連絡させていただきます。

[FAX] 06-4800-8177 [Mail] onestop@sr-osaka.jp

貴社名		所属部署	
ご担当者名		電話番号	
ご住所			

お問い合わせ

大阪府最低賃金総合相談支援センター

大阪市北区天満2-1-30

TEL:0120-939-248 FAX:06-4800-8177

ホームページURL: <http://www.sr-osaka.jp/onestop/>

